る特別処置法」について「空家等対策の推進に関す

ました。 推進に関する特別処置法が施行され 平成27年5月26日、空家等対策の

勧告および命令することができます。結果として地域住民の生活環境に悪料響を及ぼし、そのまま放置すればおそれがあると認められる空き家などおそれがあると認められる空き家などおそれがあると認められる空き家などおそれがあると認められる空き家などおそれがあると認められる空きなどが、著しく保安上危険となる。

今回の特別措置法の施行に伴い、今回の特別措置法の施行に伴い、中8月から「わかやま空き家バンク」年8月から「わかやま空き家バンク」中8月から「わかやま空き家バンク」の特別措置法の施行に伴い、

問い合わせ/吉備庁舎建設課

わかやま」の設立について「空き家相談センター

しています。地、使用していない建物が年々増加地、使用していない建物が年々増加子高齢化が進み、空き家や荒れた土

他しています。 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人ミチル空間プロジェーの 一般社団法人ミチル空間プロジェー般社団法人

談ください。 空き家に関してお悩みの方はご相

問い合わせ/

三チル空間プロジェクト事務所 和歌山市十二番丁9リヴァージュ 十二番丁ビル 502 (FAX) 073 - 488 - 7450 (FAX) michiru.space@gmail.com



案内

9月11日は警察相談の日

は局番なしの「#9110」です。防止に関する相談、そのほか国民の防止に関する相談、そのほか国民の際ないのがののはいいでの相談に応じている。

おりです。
その他相談に関する電話は次のと

- 441 2356) 相談/県民生活課(☎073 -
- 1551) ☎ 073 433 消費相談/和歌山県消費生活セ
- 0793) 文ター (☎073 - 445 - 女性相談、DV相談/和歌山
- ・性暴力被害に関する相談/和歌山
- ・家庭教育、子育てに関する相談/ 和歌山県子ども・女性障害者相談

■問い合わせ/湯浅警察署

164 · 0110